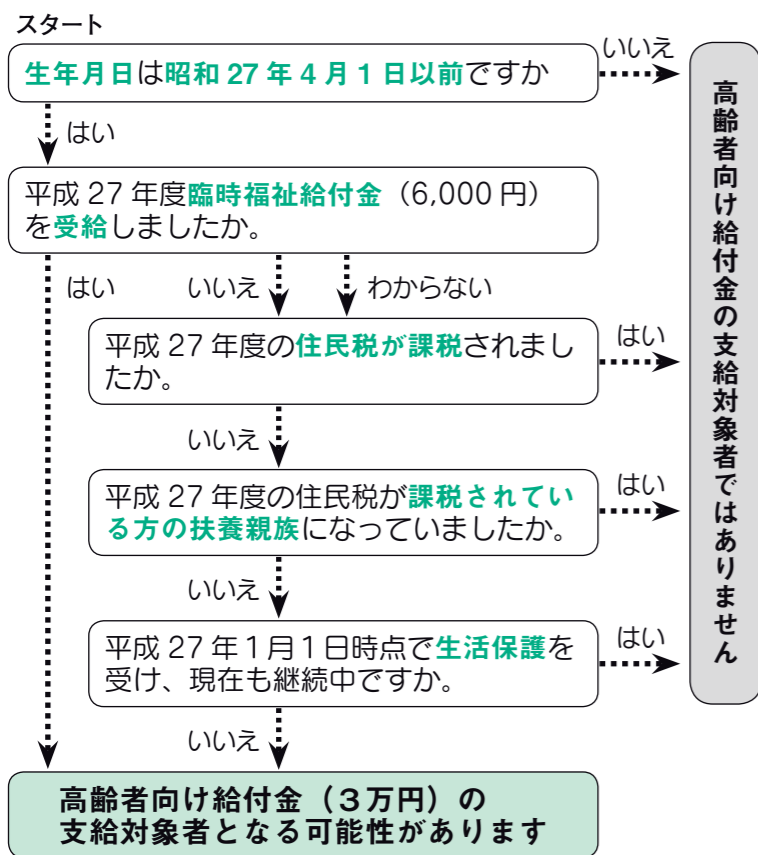


「高齢者向け給付金」支給対象者診断チャート



国では、「1億総活躍社会」の実現に向け、社会保障・税一体改革の一環として、低所得の高齢者等を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

これは、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援による格差是正や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図

る観点から行われるものです。給付金は、①「低所得の高齢者向け」と②「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け」の2種類あります。給付金を受け取るには、申請が必要となります。期限内に申請をお願いします。

※②の給付金については、詳細が決まり次第別途ご案内します。

「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請受付を開始します

- 対象者 平成27年度の「臨時福祉給付金」の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。
- 支給額 一人あたり3万円(給付金は、申請書に記載した指定口座に、平成28年5月中旬以降に入金される予定です。)
- 基準日 平成27年1月1日
- 申請期間 4月18日(月)～7月29日(金)
- 提出書類 ①申請書(該当と思われる方には4月中旬に郵送。役場健康福祉課窓口でも入手可。)
- ②本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 申請先 役場健康福祉課または役場東出張所
- 問合せ(申請方法に関すること) 役場健康福祉課 地域福祉担当 ☎296-11241
- 制度に関すること(厚生労働省)専用ダイヤル ☎0570-1037-1192

今回の給付金は、平成26・27年度の「臨時福祉給付金」とは別の新たな給付金です。これまでの「臨時福祉給付金」は、平成28年度も継続して実施されます。(詳細は、後日ご案内します。)

毎日1万歩でヘルスアップ!

4月11日より受付スタート

「はとやま毎日1万歩運動」

新規参加者募集

平成27年度より始まった「はとやま毎日1万歩運動」。今年は、延べ150人で一緒にチャレンジ! 6か月間、自分のスタイルで毎日1万歩を目指して、こころも体もさらに健康度アップを目指しましょう。今よりプラス10分、プラス1000歩の目標からでも大丈夫です。まずは始めましょう。お申し込みをお待ちしています。

- ▶参加対象 鳩山町在勤・在住の20歳以上の方
- ▶募集人数 50人
- ▶実施期間 平成28年5月1日～12月末
- ▶実施内容 6月～11月の6か月間、歩数計をつけて毎日の歩数を計測・記録します。

- ▶参加費 無料
- ▶申込方法 4月11日(月)より申し込みを開始します。保健センター、役場東出張所、町立図書館、町民体育館、鳩山町商工会に備えてある参加申込書にご記入の上、ご提出ください。受付時に詳細な年間スケジュール表などをお渡しします。※5月28日(土)午前中に基調講演会および事業説明会を予定しています。申込書を提出された方は、できるだけご参加ください。(手話通訳有。託児希望の方は、事前に保健センターまで。)

- ▶問合せ 町保健センター ☎296-2530

平成27年度参加者の声

◆歩数を記録することがウォーキングの励みになり、がんばろうという気持ちになりました。

◆食事もおいしくいただけるようになり、疲れにくく、体力がよくなりました。

◆参加してよかったです。いかに毎日歩かずに車に頼っていたか自覚できました。

◆普段の買い物も、ちょっとしたものなら歩いて出かけるようになりました。

参加者だけが受けられる プラス5

①5月28日(土)に開催予定の、大東文化大学スポーツ・健康科学部教授 琉子友男先生による基調講演会に参加できます(事業説明会と同時開催)

②年2回の身体・体力測定、血液検査(脂質検査、糖代謝検査などの全5項目)が受けられます。(5月下旬及び11月下旬～12月上旬を予定)

③「効果的なウォーキング講座」や、ウォーキングとあわせて行うことでさらにヘルスアップ効果増の筋トレのヒケツが学べる「筋力トレーニング講座」を受講できます。(5月下旬頃を予定)

④その他、レベルアップ講座等に参加できます。(6～7月頃を予定)

⑤歩数計を貸与します ※すでに歩数計をお持ちの方は、ご自身の歩数計を使用いただいても構いません。

～はとやま毎日1万歩運動～ 今月の歩とニュース

2月20日に2回目の身体・体力測定を行いました。半年間の取り組みで、参加者にどのような変化があったのかなど、平成27年度の実施報告は、今後「広報はとやま」などでご報告する予定です。

また、平成28年度継続参加の方には、後日、平成28年度の年間スケジュールなどを送付します。

- 2月の歩数上位3名
- 1位: 中村 昇さん 671,754 歩
 - 2位: 宮本きよ子さん 559,874 歩
 - 3位: 宮本 敏郎さん 558,977 歩
- おめでとうございます!

第9回 おしゃもじ山つつじ祭

にぎやかな祭りとともに山ツツジと提灯をご堪能ください。

- ▶日時 4月24日(日) 午前10時～午後3時
※4月17日(日)～5月7日(土)、午後6時30分～9時30分までの期間は、おしゃもじ山に設置された提灯の夜間点灯も実施します。おしゃもじ山に設置された提灯が灯ります。ぜひご覧ください。
- ▶場所 今宿コミュニティセンター駐車場
- ▶内容 町内各種団体による舞台演芸、模擬店、フリーマーケットなど
- ▶問合せ おしゃもじ山つつじ祭実行委員会(町商工会事務局内) ☎296-0591

平成28年度から子宮がん検診は個別検診のみになります

町では、比企医師会管内指定医療機関（広報紙と同時配布の「健康カレンダー」を参照）で実施する子宮がん個別検診に加え、集団検診を実施してまいりました。しかし次の理由により、平成28年度から、子宮がん検診は個別検診のみに変更いたします。

検診を個別化することで、検診の結果、要精密検査・要医療となった場合に、検査した医療機関でそのまま継続受診することができると、フォロー体制が整うほか、隣

の音が聞こえないなど、プライバシーが守られます。

また、町では、30歳以上の方にHPV感染の有無を調べる検査を実施しており、細胞診検査とHPV検査とも陰性（-）の場合には、3年間は子宮頸がんにならないことが実証されています。（※月経以外の不正出血がある場合には医療機関を受診してください。）

■問合せ 町保健センター
☎29612530

HPV感染の有無を調べる検査って？

HPV検査とは、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染について調べるものです。HPVは主に性交渉で感染するため、女性の80%が一生に一度は感染するといわれています。ほとんどの場合は自然排出されますが、感染が長期化すると子宮頸がんになる可能性があります。そのため、HPVに感染しているからではなく、HPVの感染が消えたかどうかを調べる検査となります。

HPV検査は、細胞診検査用に採取した残りの細胞を使います。細胞診と同様に子宮頸部の表面をブラシでぬぐうだけです。個人差がありますが基本的に痛みはありません。

なぜHPV検査は30歳以上から？

30歳未満の女性は一過性の感染（HPVの感染が消えていないこと）が多いため、HPV検査と細胞診検査の併用検査は推奨されていません。そのため、20歳～30歳未満の女性は細胞診検査をおすすめします。

平成28年度定期接種対象の皆さまへ 成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン 予防接種費用を助成します

日本人の死因第3位は肺炎です。厚生労働省の「人口動態統計2013年」では、肺炎によって亡くなった方の95%以上が65歳以上となっています。

65歳以上の肺炎の原因は「肺炎球菌」が最も多いことから、町では、成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成しています。

助成対象期間は、平成28年4月

1日から平成29年3月31日までとなります。期間を過ぎると、全額自己負担での接種となりますのでご注意ください。

■対象者 上表の生年月日の方（誕生日前でも接種可）で、過去に成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方。

※この制度では、1人1回は定期接種の機会が得られるよう、平成26～30年度までは、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方も対象としております。詳細はお問い合わせください。

■接種回数 1回限り

■助成費用 接種費用から5000円を除いた額（生活保護の方は全額助成）

■接種方法 事前に医療機関にご予約の上、健康保険証と「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」をお持ちになり接種を受けてください。なお、予診票は個別通知に同封します。

■問合せ 町保健センター
☎29612530

年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生

60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者1級程度）

1年に1度 必ず接種しましょう 集合狂犬病予防注射のご案内

町では、平成28年度の集合狂犬病予防注射を次のとおり実施します。（雨天決行）

- 日時・場所 下表のとおり
- 料金（1頭） 済票交付手数料550円、予防注射料金2750円（未登録の犬については、この他に登録手数料3000円が必要となります。）
- ※当日は釣り銭のないようにご注意ください。

◆町に犬の登録をしている方には、3月末に案内がきを発送いたします。（はがきがない方でも、当日会場受付にて手続き後、注射を接種できます。）

集合狂犬病予防接種 日程表

日程	時間	会場
4月15日（金）	午前9時30分～11時30分	鳩山ライスセンター（泉井）
	午後1時30分～3時30分	公共駐車場（中央公民館西側） ※昨年とは会場が変わります。ご注意ください。
4月16日（土）	午前9時30分～11時30分	今宿コミュニティセンター駐車場
	午後1時30分～3時30分	公民館石坂分館駐車場

■問合せ 役場生活環境課 ☎296-5894



地震に備えたマイホームへ 耐震診断・改修工事費用の一部を 補助します



町では、木造住宅の「耐震診断」と「耐震改修工事」の費用の一部を補助しています。

なお、交付決定を受ける前に耐震診断・工事を実施した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

■対象者 補助対象建築物に自ら居住している方で、補助対象建築物の所有者またはその方の2親等以内親族の方

※補助対象建築物の所有者および補助金の交付申請者に町税の滞納がないこと。

■対象建築物 町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての専

用住宅、または店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されること）

■耐震診断補助
■対象要件 ①日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断、または精密診断を建築士の資格を有する者が行うこと。

■補助金額 耐震診断に要した費用の2分の1以内の額。（限度額5万円）

■耐震改修工事補助
■対象要件 次のいずれにも該当すること

①耐震診断の結果が耐震評点1・0未満の建築物

②町内に事務所等を有する法人、または住所を有する個人事業主が施工すること。

③耐震改修工事費用の総額が20万円以上であること

■補助金額 耐震改修工事に要した費用の23%に相当する額。（限度額20万円）

■問合せ 役場まちづくり推進課
☎29615893

動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、役場または東出張所窓口での「注射済票交付」の手続きが必要です



狂犬病予防注射を接種した際には、「狂犬病予防注射済票」の交付の手続きが必要です。

これは、票に表示されている年に、注射が済んでいることを市町村が証明するものです。この交付手続きが済んで初めてその年の注射が完了したことになります。

この交付手続きがされないと、注射をしたことを町や保健所が把握できないため、「注射が済んでいない」ものとして扱われます。

動物病院（注射済票交付の委託を町から受けている動物病院を除く）で注射を行った場合は、毎年、注射済票交付の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

■手続きに必要なもの 獣医師から発行される「証明書」と手数料550円

鳩山町教育振興基本計画 検討委員会委員を公募します

平成24年度に策定した、町の今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と基本的な考え方を示した「鳩山町教育振興基本計画」の前期実施期間が、平成28年度で終了します。そこで、後期5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策・事業の見直しを行うとともに、計画の一部も見直すため、鳩山町教育振興基本計画検討委員会の公募委員を募集します。

■応募資格 次の①から④にすべて該当している方

- ①本町に、引き続き1年以上住所を有する方
- ②平成28年4月1日現在において、満20歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等に2件以上の公募委員となっていない方
- ④審議会等への公募委員就任回数原則として過去5回以上でない方

■募集人数 2人

■報酬等 会議(年3回程度開催)1回につき2500円

■任期 平成28年5月2日～平成29年3月31日

■応募方法 教育委員会教育総務課(庁舎3階)・役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、4月1日(金)から20日(水)までの間に、前記のいずれかに提出してください(土・日曜日、祝日を除く)。郵送の場合は、教育総務課あてに期限必着でお願いします。

■委員の決定方法

- ①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。
- ②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

■公開抽選 4月25日(月) 午前10時から役場3階301会議室

■問合せ 教育総務課 教育総務担当
TEL 296-1227
FAX 296-7557
〒350-0392
鳩山町大字大豆戸184-16
※鳩山町教育振興計画は、教育総務課窓口のほか、町ホームページからも閲覧できます。

課(庁舎3階)・役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、4月1日(金)から20日(水)までの間に、前記のいずれかに提出してください(土・日曜日、祝日を除く)。郵送の場合は、教育総務課あてに期限必着でお願いします。

■委員の決定方法

- ①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。
- ②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

■公開抽選 4月25日(月) 午前10時から役場3階301会議室

■問合せ 教育総務課 教育総務担当
TEL 296-1227
FAX 296-7557
〒350-0392
鳩山町大字大豆戸184-16
※鳩山町教育振興計画は、教育総務課窓口のほか、町ホームページからも閲覧できます。

鳩山町復元古代窯活用 ボランティア募集

鳩山町は、奈良時代を中心に国分寺瓦や須恵器の生産地として栄え、その名残である「登り窯」が町内に多数現存しています。現在、南北企業跡群の国指定史跡化に向け、その保存と活用が課題になっています。

町では、平成24年に農村公園内に「復元古代窯」(写真)として登り窯を復元し、活用してきました。今後、より有効に活用するために「復元古代窯活用ボランティア」を次のとおり募集します。

■応募資格 歴史に関心があり、仲間と連携して取り組める方

■活動予定

- ①瓦や須恵器の製作と利用
- ②学校教育等での体験利用の支援
- ③鳩山町の歴史等のPR活動
- ④町教育委員会からの依頼に応じる支援

■申込・問合せ 4月25日(月)までに町教育委員会生涯学習課文化財分室(☎296-3862)へ。



はとやま 雑感 町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】 財政調整基金

平成27年5月号のコラムで、財政調整基金についてふれ「この3年間で、現在の財政調整基金約1億5,000万円を3億円程度まで積み立てることを目標としている」と書かせていただきました。

★
3月末時点での財政調整基金は、約2億9,000万円で、この一年で約1億4,000万円ほど積み立てたことになりました。そのほかにも、庁舎等改修基金に1,000万円、地域福祉基金に2,000万円、北部地域活性化基金に6,000万円積み立てることができました。積み立てた財源のうち6,800万円は、国民健康保険特別会計からの繰戻しですので、純粋には、単年度で様々な基金に約1億6,000万円積み立てることができました。

★
これは、平成27年度は投資的経費を極端に控えた結果ですが、このままでは、未来への投資は出来なくなり、町の活性化は望めません。課題は鮮明になってきました。「未来へ必要な投資を行いつつ、安定的な財政基盤を構築する」ということが、大きな課題です。

★
その課題へのチャレンジの年が平成28年度です。北部地域活性化事業、福祉・健康複合施設整備事業、学校給食センター改築事業など重要事業が集中した年になりました。こうした年でも財政調整基金を取り崩すことなく財政運営ができるかが問われています。

平成28年度予算は、約2,000万円財政調整基金を取り崩す結果となりましたが、執行段階の努力で繰戻し、さらに積み立てができるようにすることが新年度の目標です。



人間ドック費用の一部を助成します

町では、人間ドックの検診費用を補助しています。ぜひご利用ください。

■対象 町の国民健康保険に加入している、国民健康保険税を滞納していない、受検日の属する年度において35歳以上になる方。埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者

※特定健診・いきいき長寿健診との併用はできません。

■補助金額 左表のとおり

で、保険料を滞納していない方。
※人間ドックを受ける日において、町内に住所を1年以上有する被保険者で、1人年度1回が限度となります。

医療機関名	日程	検診料	町補助金	個人負担金
東松山市立市民病院 ☎ 0493-24-6111	1日外来	37,800円	25,000円	12,800円
	1日外来	脳ドック併用 70,200円	25,000円	45,200円
東松山医師会病院 ☎ 0493-25-0232	1日外来	36,720円	24,000円	12,720円
	1日外来	簡易脳ドック併用 62,640円	25,000円	37,640円
埼玉医科大学病院 ☎ 276-1550	1日外来	39,960円	25,000円	14,960円
	1泊2日	79,920円	25,000円	54,920円
埼玉成恵会病院 ☎ 0493-23-1221	1日外来	37,800円	25,000円	12,800円
	1日外来	脳ドック併用 75,600円	25,000円	50,600円
その他の施設	1泊2日	62,640円	25,000円	37,640円
	1日外来	各施設 人間ドック 検診料	検診料の3分の2以内(限度額25,000円)	検診料と補助金の差額

■受検方法 【指定医療機関で受ける場合】 指定医療機関に予約してから、下記へ申請⇒審査後、「人間ドック受検票」をお渡ししますので、受検当日、医療機関の窓口へ提出してください。 【指定医療機関以外(その他の医療機関)で受ける場合】 人間ドックを診療科目にしている医療機関で受検した後、検査結果・検査料の領収書(受検した方が明記されているもの)・口座番号が分かるもの・印鑑を持参の上、下記へ申請⇒審査後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。

■申請先: 【国民健康保険加入の方】 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891(直通) または 役場東出張所 【後期高齢者医療保険加入の方】 役場高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 296-1210(直通) または 役場東出張所

4月1日から入院時食費が 変わります

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に食費の一部を自己負担していただいています。入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月1日から下表のとおり改正されます。

■問合せ
【国民健康保険加入の方】
町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891
【後期高齢者医療保険加入の方】
高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 296-1210

	現行	4月1日以降
一般所得	260円	360円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ(70歳以上)※	210円	据え置き
低所得Ⅰ(70歳以上)※	100円	据え置き

※住民税非課税世帯、低所得Ⅱ・Ⅰは、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。いずれも担当の窓口で申請してください。